

感染レベルに応じた感染症予防対策について（令和3年5月改訂版）【屋久島町教育委員会（学校教育関係）版】

地域の感染レベル (国)	レベル3地域	レベル2地域	レベル1地域					
キーワード (報道等で使用される文言も含む)	【特定（警戒）】 「徹底した行動変容の要請」 Stay home 在宅勤務、ローテーション勤務等強力な推進など	【感染拡大注意，感染観察】 「新しい生活様式」を徹底 知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域 不要不急の県をまたぐ移動の回避など	【感染観察】 「新しい生活様式」を徹底 不要不急の「特定（警戒），感染拡大注意都道府県」をまたぐ移動の回避					
県の状況	鹿児島県が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である場合。	鹿児島県が、 ①「感染拡大注意都道府県」に相当 ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域である場合。	鹿児島県が、 感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらない状況である場合。					
屋久島町 (令和3年5月設定)	感染状況レベル	5	4	感染状況レベル	3	感染状況レベル	2	1
	鹿児島県 感染者	あり	あり	鹿児島県 感染者	あり	九州内 感染者	あり	あり
	屋久島町 感染者	あり <small>(状況不明)</small>	あり <small>(状況不明)</small>	屋久島町 感染者	病院受入，自宅待機またはなし	鹿児島県 感染者	あり	なし
	学校 感染者 (学校内か家庭内か)	あり	なし	学校 感染者	なし	屋久島町 感染者	なし	なし
実施する措置について (屋久島町教育委員会)	【レベル5】 校内で感染者が発生 →感染拡大が予想される学校において第1次措置を実施，感染の状況に応じて第2次措置を実施。(関係機関と検討) 【レベル4】 島内で感染者が発生 →児童・生徒の感染がないため，臨時休業等の措置は行わない。		【レベル1～3】 通常の感染対策を行い，通常通り 地方自治体の首長の自粛要請がある場合 →児童・生徒の生活圏におけるまん延状況に応じて判断する。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大による国・県の自粛要請がある場合は，屋久島町内の感染レベルに関係なく，措置の検討を行う。					
臨時休業の判断 (国判断基準)	学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置 <input type="checkbox"/> 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間，学校の全部または一部の臨時休業を実施。 <input type="checkbox"/> 校長は，感染した児童生徒等や，保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について実施。 <input type="checkbox"/> 感染者や濃厚接触者が教職員である場合は，病気休暇等の取得，在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。			学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業 <input type="checkbox"/> 学校の設置者が，保健所の調査や学校医の助言等により，感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ，学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合に実施。 <input type="checkbox"/> 学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて，学級単位，学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当。				

レベル1をキープ!

